

スポーツプラザ梅若条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（事業）</p> <p>第2条 スポーツプラザは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>区長</u>が必要と認める事業</p> <p>（施設）</p> <p>第3条 スポーツプラザには、次の施設を設ける。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>区長</u>が必要と認める施設</p> <p>（開館時間等）</p> <p>第4条 スポーツプラザの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者（第18条の規定により業務を行わせる者をいう。以下同じ。）が特に必要があると認めるときは、<u>区長</u>の承認を得て、これを変更することができる。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（休館日）</p> <p>第5条 スポーツプラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、<u>区長</u>の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>（利用の手続）</p> <p>第6条 施設等を利用しようとする者は、<u>区長</u>が別に定める場合を除き、指定管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（利用料金）</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2 前項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が<u>区長</u>の承認を得</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>墨田区教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）が必要と認める事業</p> <p>〔同左〕</p> <p>第3条 〔同左〕</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が必要と認める施設</p> <p>〔同左〕</p> <p>第4条 スポーツプラザの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者（第18条の規定により業務を行わせる者をいう。以下同じ。）が特に必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得て、これを変更することができる。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第5条 スポーツプラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第6条 施設等を利用しようとする者は、<u>教育委員会</u>が別に定める場合を除き、指定管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2 前項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が<u>教育委員会</u>の承認を得</p>

て定める。

3 〔略〕

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、墨田区規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(無料開放の日)

第12条 区長は、第1条の目的を達成するため、規則で定める日について、スポーツプラザの体育館を無料で開放することができる。

(損害賠償)

第17条 利用者は、利用に際し、施設等に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第18条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、区長が指定するものに、スポーツプラザの業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

(1)~(4) 〔略〕

2 前項に定めるもののほか、区長は、必要と認める業務又は事務を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第19条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、業務計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、次の各号のいずれにも該当すると認めたと認め

認を得て定める。

3 〔略〕

〔同左〕

第9条 指定管理者は、墨田区教育委員会規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

〔同左〕

第12条 教育委員会は、第1条の目的を達成するため、規則で定める日について、スポーツプラザの体育館を無料で開放することができる。

〔同左〕

第17条 利用者は、利用に際し、施設等に損害を与えたときは、教育委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

〔同左〕

第18条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するものに、スポーツプラザの業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

(1)~(4) 〔略〕

2 前項に定めるもののほか、教育委員会は、必要と認める業務又は事務を指定管理者に行わせることができる。

〔同左〕

第19条 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、業務計画書その他規則で定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、次の各号のいずれにも該当すると認め

を指定管理者として指定するものとする。

(1)~(3) 〔略〕

(指定管理者の指定の取消し等)

第20条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第3項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。

(2)~(4) 〔略〕

(指定管理者の指定等の公告)

第21条 区長は、指定管理者を指定し、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(業務報告書の提出等)

第23条 指定管理者は、毎年度終了後区長が定める日までに、スポーツプラザの管理の業務に関し、次の各号に掲げる事項を記載した業務報告書を区長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、区長が定める日までに、当該年度の初日から当該処分を受けた日までの間の業務報告書を提出しなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者のスポーツプラザの管理の実態を把握するために必要なものとして区長が定める事項

2 区長は、必要があると認めるときは、スポーツプラザの管理の実施状況等について、指定管理者に報告を求めることができる。

(損害賠償の義務)

たものを指定管理者として指定するものとする。

(1)~(3) 〔略〕

〔同左〕

第20条 教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第3項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 管理の業務又は経理の状況に関する教育委員会の指示に従わないとき。

(2)~(4) 〔略〕

〔同左〕

第21条 教育委員会は、指定管理者を指定し、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

〔同左〕

第23条 指定管理者は、毎年度終了後教育委員会が定める日までに、スポーツプラザの管理の業務に関し、次の各号に掲げる事項を記載した業務報告書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、教育委員会が定める日までに、当該年度の初日から当該処分を受けた日までの間の業務報告書を提出しなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者のスポーツプラザの管理の実態を把握するために必要なものとして教育委員会が定める事項

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、スポーツプラザの管理の実施状況等について、指定管理者に報告を求めることができる。

〔同左〕

第26条 指定管理者は、管理の業務により施設等に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長が、指定管理者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

第26条 指定管理者は、管理の業務により施設等に損害を与えたときは、教育委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が、指定管理者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前のスポーツプラザ梅若条例の規定により墨田区教育委員会が行った処分その他の行為又は同日前に墨田区教育委員会に対してされた申請その他の行為は、同日以後においては、それぞれこの条例による改正後のスポーツプラザ梅若条例の規定により区長が行った処分その他の行為又は区長に対してされた申請その他の行為とみなす。